

幕末維新期の日本における紙幣

小林延人（東京都立大学）

日本では、幕末のペリー来航（1853）からわずか15年で徳川将軍家が政権を朝廷に返上し、明治維新政府が新しく成立した。新政府は、これまで流通していた旧貨幣の回収を行いながら、幣制統一政策を進めていく。この時期、いわゆる「鎖国」体制から開放経済に移行し、現在も続く「円」という貨幣の単位が成立しているが、紙幣に注目した場合、次の二つの変化が確認できる。

一つに、高額紙幣が広く流通するようになったことである。近世期において、わずかな例外を除いて幕府は紙幣を発行しなかった。徳川将軍家・大名家のほか旗本・寺社・朝廷などの領地が錯綜する状況で、地域を超えた取引を決済する現金は、主として幕府が発行した鑄造貨幣であった。対して新政府は、明治元年（1868）に太政官札と呼ばれる紙幣を発行する。これは高額紙幣を多く含む、日本史上初の全国通用を認める政府紙幣であった。戊辰戦争さなかの新政府の信用は低く、高額であることから日用取引には不便であったが、次第に太政官札は一部の商人の間で受領されていく。これ以降、高額決済を紙幣が媒介する慣行が日本で定着する。

二つに、小額紙幣が流通しなくなったことである。幕府は基本的に紙幣を発行しなかったが、各藩が紙幣を発行することを認めることがあった。一般に藩札と呼ばれている紙幣は、明治4年（1871）の廃藩置県までに少なくとも234藩で発行された。藩札は、統治機構としての藩にとって財政不足を補填する意味があったほか、地域金融にとって弾力的な小額貨幣供給の役割も果たしたと考えられている。ところが、藩札は廃藩置県後に本格的に回収され、一時的に価格が上昇するものもあったものの、緩やかに市場から退場した。以後、藩札のような小額紙幣はほとんど発行されなくなる。代わりに、新政府が発行する鑄造貨幣（新貨幣）が、少額決済を媒介するようになった。

本発表では、このように紙幣利用の在り方に大きな変化が見られた幕末維新期の日本を対象として、新政府の政策意図や紙幣受領者の行動要因について、開放経済移行に伴う金銀流出、商取引の拡大、他の貨幣との関係性、などの観点から考察したい。